

財務省告示第七十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百一条第五項第二号の規定に基づき、貿易の振興に資するため特に必要がある場合を定める件（平成十七年四月財務省告示第三百三十九号）は、廃止する。

平成二十年五月二十一日

財務大臣 額賀 福志郎